

No.	質問	回答
1	団体側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	<p>まずは実施校の希望が「予定通りに実施」又は「延期して実施」あるいは「中止」なのかのヒアリングをお願いいたします。実施の希望がある場合、双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には実施校の意向に基づき決定するかたちとなります。</p> <p>なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html ■文化庁ウェブサイト「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03 ■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン ■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン
2	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに決めればよいか。	<p>実施校・団体間で相談の上、予め設定していただけますようお願いいたします。各団体においては、実施校の希望を第一優先としながら、乗車券等の手配や出演者のスケジュールの抑え等との兼ね合いもあることを実施校側へ共有し、いつまでに最終判断をしなければならないかを御検討の上、実施校側へお伝え願います。</p>
3	公演の延期はいつまで可能か。	<p>令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。</p> <p>※令和3年3月以降に実施を希望する場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。</p>
4	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	<p>延期後の実施日程が決まる前であっても、延期が決まった時点で都道府県・政令指定都市教育委員会を通して、事務局へメールまたはFAXにて御連絡くださるようお願いいたします。</p> <p>詳しい連絡手順については、「令和2年度子供のための文化芸術体験機会の創出事業【プログラム選択型】実施の手引き」5ページを御参照くださるようお願いいたします。</p>
5	事態が急転し、実施の直前に公演が中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	<p>指導謝金、出演料等については、実施実績を支払基準としますので、実施を行わない場合、お支払いすることができません。</p> <p>旅費のキャンセル料や、外部へ発注した機材の借損料等については、実施へ向け手配を開始せざるを得ない状況があり、手配をした後に延期又は中止となってしまった場合、このために生じてしまったキャンセル料、および、延期後の日程に対して発生する経費の計上を認めます。</p> <p>できる限りこれらの経費が生じないよう、発注時期や内容の調整をお願いいたします。</p>
6	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、打ち合わせ等を行ってよいか。またこの場合、打ち合わせに係る費用の計上は認められるか。	<p>公演先地域の状況や時期にもよりますが、原則として、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。また、やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、出発前に再度状況を確認し、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施校と感染症に関する防止対策を御相談の上、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。</p>
7	申請時と比較して感染症が拡大しており、会場の換気、消毒等を事前に行う必要があり、当初の予定より早く会場入りの必要が生じた。これにより発生した前泊等の経費の計上は認められるか。	<p>対応について必要な人員数(1~2名程度)にかかる経費の計上を認めます。なお、当日のスタッフを1~2名程度増員するなどして準備時間の短縮を図る方法等についても御検討いただく等、より効率的で効果的な対応方法を御検討いただけますようお願いいたします。</p>
8	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	<p>新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないよう、工夫をお願いいたします。なお2回公演等をお引き受けいただく場合でも、支払上限額は原則実施校1校当たり1回分までとなりますが、1回の鑑賞人数が100名以上であり1学年全体の鑑賞も困難な状況がある等2回公演を回避できない状況がある場合や、2回公演以上に分散公演を希望される場合は事務局へ御相談ください。</p>
9	実施校側よりオンラインでの鑑賞を求められているが、どのように考えればよいか。	<p>子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けることを事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信での実施については認められません。</p> <p>ただし、鑑賞者の密集を避けるための措置であれば、一部の鑑賞者を対象としたオンライン通信等による実施が認められますので、事務局へ御相談ください。</p>
10	実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	<p>地域ごとの状況を踏まえ、要請のレベルについて十分検討の上、都道府県・政令指定都市の担当部局からの要請文をもって計上を認めます。</p> <p>PCR検査の実施が必要であると判断された場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。</p>